

## 紹介

## ナチス体制下のドレスナーバンク研究 —Klaus・D. Henke(Hrsg.), *Die Dresdner Bank im Dritten Reich*— [1]

山口 博 教  
Hironori YAMAGUCHI

## 目次

1. はじめに
2. 「編集者序言」
3. 第一巻
  - (1) 第十章(X)の紹介
  - (2) 「執筆者序文」の要約
  - (3) 「結論的考察」の紹介
4. 第二巻
  - (1) 付録「この巻の資料」の紹介
  - (2) 「この巻への前書」の要約
  - (3) 「結論的考察」の紹介
5. 第三巻
  - (1) 「この巻への前書き」の要約
  - (2) 最終章(X)の紹介
6. 第四巻
  - (1) 「前書」の要約
  - (2) 「後書」の紹介
7. まとめ

## [Abstract]

Study of Die Dresdner Bank Under the Nazi Regime: The Introduction of *Die Dresdner Bank im Dritten Reich* edited by Klaus Dietmer Henke[1]

This paper provides an introduction to three essential points of this book: The foreword by the editor, the bibliography for volumes 1 and 2, the forewords and the epilogues for all volumes written by each main author. The book's focus is to analyze and solve the economic strategy of the bank under the Nazi-regime; the business efficiency of, and adaptation to that regime, is considered, especially the personal connections of two board members connected to the Schutz Staffel (SS), that led to the bank's complicity in the regime's crime against humanity. The existence of that tie is the author's conclusion. As a result, a comparison between Dresdner Bank and Deutsche Bank might be also possible. The board of Deutsche Bank pursued a double standard by accepting an organizational defense and compromising with the regime's crime.

## 1. はじめに

本稿で紹介する研究書は2006年にミュンヘンで刊行された以下の大部の著作である(2335ページ)。クラウス・ディートマー・ヘンケ(Klaus-Dietmar Henke)が編集し、四巻本として出版された『「第三帝国」下のドレスナーバンク』(*Die Dresdner bank im Dritten Reich, 2006München*)である。この2006年はドレスナーバンクがコメルツバンクに吸収合併され、その歴史に幕を閉じた年であり、この面では感慨深い。

それはともかくとして、第一巻から第三巻

までは、それぞれ中心となった執筆者が序文または前書きと本文を複数の共同執筆者と手分けをして書いている。各巻の中心的な執筆者とタイトルは以下の通りである。

第一巻：ヨハネス・バール(Johannes Bähr)他4名、「第三帝国経済下のドレスナーバンク」

第二巻：ディーター・ツィーグラ(Dieter Ziegler)他3名、「ドレスナーバンクとドイツのユダヤ人」

第三巻：ハーラルト・ヴィクスフォルト(Harald Wixfort)他4名、「ドレスナーバン

キーワード：ナチス政権下のドレスナーバンク、経営自立性、体制順応と共犯  
Key words : Dresdner Bank in the Nazi Era, Management Autonomy, Adaptation and Complicity in the Regime

クの欧州進出」

第四巻：クラウス・D.ヘンケ (Klaus D. Henke), 「ドレスナーバンク1933-1945年—経済的合理性, 体制接近, 共犯」。(この巻はこの総編集者のヘンケが全体像を時系列的に整理し, 自己の見解を含めてまとめている。)

この紹介作業の第一段階として, 筆者は編集者序文と第一巻から第四巻の執筆者の序言及び前書を抄訳した。翻訳にあたっては, この著作を刊行したミュンヘンの出版社オルデンブルク (R. Oldenbourg Verlag) の担当編集長から翻訳許可を得た。これは『北星論集』第56巻第2号(2017年3月刊行)に掲載した<sup>1</sup>。その後第一巻から第三巻の結論の章及び第四巻「後書」を抄訳しようと考え, その部分について著作権を再度申請した。しかしこれに関しては, 出版社の翻訳許可を得ることができなかった。ドイツにおいても出版事情は苦しい, というのがその理由である。

この著作では, 非常に科学的な分析が多岐に渡り, かつ詳細に行われている。それゆえこの成果の紹介に当たっては, 抄訳または翻訳が最もふさわしいと考えたが, やむを得ない。全巻を単独で翻訳することは, 筆者の力量を超える。また前述の『北星論集』に掲載した拙稿は著作としてまとめる際に, 転載許可が改めて必要とのことであった。確実に著作権が入手できるかどうか保証されているわけではない。したがって本稿では, この著作の研究成果を拙稿抄訳の要約をも含めて書いていくことにした。

以上のことから, 本稿の執筆内容は以下の順番で行っていく。第一巻については, 使用した資料を説明した「ナチス時代のドレスナーバンク文書」を紹介する。次に「執筆者序文」を要約し, さらに「結論的考察」を紹介する。第二巻については, 「この巻の資料」を紹介し, 「この巻への前書き」を要約する。その上で「結論的考察」を取り上げ紹介する。

第三巻はドイツが併合した国, 保護領下に置いた国, 占領した国と地域について多面に渡る叙述が展開されている。各国についての記述は膨大であり, 本稿ではそこには踏み込まないで置く。そこでまず, 「この巻への前書き」を要約し, さらに最終章(X)「ドレスナーバンクと欧州進出—銀行業務, 銀行経営, 占領政策」を紹介する。最後の第四巻は, 編集者ヘンケが第三巻までの内容を時系列的にまとめ直したものであり, この著作全体について理論的整理が含まれている。すでに訳出した執筆者の「前書」を要約し, 最後の「後書」を紹介する。

## 2. 「編集者序言」

この著作を編集したヘンケの主張は以下の三点に集約される。

まず, ドレスナーバンクが「歴史の忘却から180度展開することとなった」ことの原因と結果を解明することである。このきっかけはベルリンの壁崩壊及び東西ドイツ統合後の1980年代半ば以降に, スイスの諸銀行に対する東独と東欧のユダヤ人から批判が向けられたことであった。「無報告の休眠口座」, 「アーリア化利得」, 「略奪金取引」に対するものであった。その後この批判はアメリカのユダヤ人社会にも波及し国際的な運動となり, ドイツの諸銀行に対しても及んでいった。アメリカでは, ドイツ商品に対する不買運動にまで発展する勢いとなった。

この結果, ドレスナーバンクの取締役会はこの批判が同行に対しても向けられ, この問題を無視し続けるならば, 利益並びに業務上, 倫理上の損失をもたらすことを理解した。このため真摯にこれらに向き合う決心をした。ただちに十分な研究資金を用意したうえで, 研究者を組織し銀行史を書き換える作業を委託した。また膨大な資料を研究用に提出し, 歴史文書館と歴史協会を組織することになった。

以上の委託を受けた研究者が7年に渡る歳月をかけてその成果をまとめ挙げた。これが第二点である。すでに述べた3名の中心的執筆者の他に6名の共同執筆者が参加して書きあげられた。執筆にあたってはワシントン、モスクワ、東欧の関係する文書館を訪問した。内部討議に加えて国際的なメンバーからなる顧問団と相談の上で刊行に至った。この意味では、ドレスナーバンクの研究成果は一応国際的にも認知されたものとなっている、と本稿は考える。またこの点では、ドイチェバンクのナチス体制下の研究成果と大きな違いがある。こちらでは創立125周年記念史が5名の研究者により執筆され、刊行された。しかしその間に研究者間で見解の相違が一部の問題で生じた。このためその後は、各研究者の成果は、個別に刊行され、論争されることとなった<sup>2</sup>。

第三に、編集者は「編集者序言」において「要約不要」とは書いているものの、各巻の成果と意義について以下のように述べている。

第一巻で取り上げられているは、「金融機関が当時の大綱の下で取った企業戦略とこれによって得られた経営成果」である。また「この体制に対する独自の好意的なサービス提供」、特に「親衛隊(SS)とドレスナーバンクの関係について歴史的解明が行われた」ことであった。

第二巻では、「1933年以降、国家の人種政策上の中心プロジェクトに従って追放され、移住させられ、絶滅に追いやられた」ユダヤ人に対するドレスナーバンクの関係が記述されている。

第三巻の貢献は「欧州におけるドレスナーバンクの業務拡張についての解明であり」、「いわゆる旧帝国内では明らかに制限されていた業務活動にまで至った」ことである。

最後に自ら執筆した第四巻では「圧縮された展開史の中で特に経済合理性と体制接近という独特な緊張関係を浮き彫りにすることを試みた」、とまとめている<sup>3</sup>。

### 3. 第一巻

第一巻はヨハネス・ベール他4名の執筆者が書いているが、その目次は以下のとおりである。(詳細は脚注1の拙稿[1]参照)

目次

編集者序言 (Vorwort des Herausgebers)

執筆者序文 (Einleitung)

I. ナチス時代の銀行の組織構成

II. 時期区分

III. 取締役会と監査役会1931年-1945年

IV. 経営内のナチス黨員

V. 銀行の業務展開、営業活動、従業員

VI. 国外支店とドイチェ南米銀行

VII. ドイツ国内軍需経済・金融への貢献

VIII. 「帝国」向け外国業用務と中立国における業務活動

IX. ドレスナーバンクと親衛隊(SS)

X. ナチス時代のドレスナーバンクの文書  
結論的考察 (Schlussbetrachtung)

付録

略字表

資料文献一覧

索引

「編集者序言」はすでに紹介を終えているため、ここでは省くことにする。そこでまず、使用された資料について解説した第十章(X)「ナチス時代のドレスナーバンクの文書」を紹介する。次に「執筆者序文」を要約する。そして、第一巻の最終章、「結論的考察」を紹介していきたい。なお、各論を扱ったIからIXの各章については、別稿に委ねることとする。

またこの著作では章の区分が示されているだけで、各章は節に分けられていないが、小稿では内容にしたがって節に分け、括弧内にその番号を付した。また執筆者は記述に当たり、他銀行、特にドイチェバンクとの比較を

念頭に置いている。さらに歴史的事実を整理と並んで、ナチス経済論としてどこまで理論化できるかを追求している。本稿でもこの二点を重視し紹介することとしたい。

## (1) 第十章 (X) の紹介

この章ではこの著作を刊行するために使用された文献と資料の原典がどのようなものであったか、について解説されている。その中心は銀行が保管している資料である。その解説の前にこれらの文書の在庫を執筆者が利用できるようになった、その間の歴史的経緯と証言が紹介されている。

まず、これらの資料は1990年代半ばまでに大まかにまとめられてはいたものの、原典として整理されたものではなかった。このことは先行研究を行ったコッパー (Ch. Kopper) の研究で指摘されていた<sup>4</sup>。このためそれまでのナチス期のドレスナーバンクについての研究は、アメリカ合衆国占領軍 (OMGUS) の調査報告書やニュルンベルク国際軍事法廷に提出された連合軍占領軍起訴文書に頼るしかなかった。

この状況が劇的に変化するのは1997年にドレスナーバンクが外部社会に対する対応を転換し、研究者にプロジェクトを委託し歴史文書館の設置を決定してからであった。

「実際ドレスナーバンクはいくつかの重要文書資料をナチス時代から受け継いできた。(中略) この間にドレスナーバンクの歴史文書館は全体で12キロメートルに及ぶ規模の文書を整理し、この大部分の文書は1933年から1945年に及ぶものであった」と述べられている<sup>5</sup>。

以上がこの章の第一節から第四節で記述された内容の紹介である。以下第五節から第七節まで及び第九節では、以上の資料の所在と内容についての説明が続く。冒頭ではまず次のように述べられている。

「この巻で行われた調査では、受け渡され

たナチス時代に関するドレスナーバンクの原典資料が初めて包括的に評価された。ほとんどの資料がこの銀行に所有されていることが判明した。時に応じて行われた推測とは異なり、これらの資料に関する状況は、旧ドイツ民主共和国 (DDR) の崩壊と他の主要な東欧圏諸国の文書館の公開によっても、基本的には変わるものではなかった」と<sup>6</sup>。

次に、この重要資料の内容と所在地については以下のように整理される。(番号は筆者)

### ①ベルリンの資料

保管場所：ドレスナーバンク旧銀行文書館 (Altbankarchiv), ベルリン・クロイツベルク  
内容：

- ・口座と証券決済に関する古典的資料
- ・「第三帝国」時代のコンゾルチウム部門と工業担当部門の資料
- ・中央本部の人事文書
- ・オーデル・ナイセ以東領域、旧諸支店及び占領領域の営業所の資料
- ・旧東ドイツ (DDR) の国有銀行が管理していた資料
- ・ドレスナーバンク国民経済文書館の資料 (ポツダムの国立文書館所蔵)

### ②フランクフルト・アム・マインの資料

保管場所：歴史文書館

内容：

- ・旧連邦諸州の70以上に及ぶ支店の歴史文書
- ・ドレスナーバンク国民経済文書館の歴史文書 (前担当者ハンス・G.マイアンの企業記録を含む膨大な資料)
- ・ナチス時代の取締役会記録の写し
- ・旧ベルリン本店の会計部と外国局の主要資料

### ③ワシントンD.C.の資料

保管場所：カレッジパークの国立文書館

内容：

- ・アメリカ合州国占領軍司令部 (OMGUS) の調査報告書⇒コブレンツ連邦文書館とミュンヘン現代史研究所にそのマイクロフィルムがある。
- ・ドレスナーバンク原典資料付き「T巻フィルム在庫 (T-Rolls-Bestand)」⇒ドレスナーバンク歴史文書館に写しがある。

#### ④ニュルンベルク国際軍事法廷資料

保管場所：複数の公的文書館

内容：

- ・ウィルヘルム・シュトラッセ (対官庁街関係者) 裁判におけるカール・ラシェ (当時のドレスナーバンク頭取) 裁判記録

#### ⑤他地域の文書館の関連資料

- ・連邦文書館資料  
保管場所：ベルリン連邦文書館  
内容：ライヒスバンクとライヒ経済省文書
- ・ライヒ経済省資料  
保管場所：ロシア国立軍事文書館 (RGVA) 内の初期「特別文書館」資料
- ・ライヒ経済省の文書

なお第八節では①～④の資料の欠損部分と有用な部分について、また第十節以降から最終の第十六節まではドレスナーバンクの歴史文書がどのように引き継がれたか、について、説明されている。

まず第八節では「戦時中並びに戦後に生じた大きな欠損が含まれている」こと、及び歴史的視点からは重要ではないものがかなりあること、「証言能力のある銀行取締役会の文書があまり引き継がれていない」ことが指摘される。ただしラシェ秘書課の文書は大規模に引き継がれている他、また何人かの取締役委員の「示唆に富む資料の付された遺品」が存在すると指摘されている<sup>7</sup>。全体として人事関連分野の欠損が広範囲にあり、断片的にとどまる。逆に収穫が多いと評価された分野は

以下の通りである。

- ・産業融資 (大規模協調融資と証券発行) 業務, コンゾルチウム部門
- ・「アーリア化」業務の一部に関する文書
- ・産業業務事務, 支店事務, 外国庶務課, 本店経理部の包括的会計帳簿を除く重要文書  
次に第十一節では、これらの文書が第二次世界大戦後に引き継がれた経路、及びその関連で生じた戦時被害にもとづかない欠損について説明される。これについては徹底した調査の結果判明した点と疑問が残された点があること。
- ・1946年ソ連占領地域で灰燼に帰した資料  
取締役カール・ゲッツ秘書課と外国部の大量資料並びにDDR内の同行歴史資料が行方不明である。
- ・戦争終結時のチェコスロヴァキアで没収された残存文書は手がかりがない。
- ・ドレスナーバンク内で失われた1945年以前の文書の大部分で、文書取り扱い上の指導不足のためであった。

第十一・十二節では諸文書引継ぎ経路がさらに詳細に追及されている。ベルリン空襲で本店文書の一部は、1943年2月にバード・ナウハイム、プレスラウ、ドレスデン、ミュンヘンで設置された四つの退避店へ移動させられた。1944年秋にはライヒ東部領域支店の主要資料が、また1945年3月にはベルリンから役員会記録の主要資料と本店の重要資料がエルベ川沿いのクリエツへ運ばれ、防空壕で保管された。また終戦時全体で十カ所の保管所にしまわれた。移送中に以下の文書が焼失したが、文書の大半は無事であった。

焼失した資料

- ・ヴェルツブルクへ移送された主要会計帳簿 (空襲で焼失)
- ・ハルバーシュタット, ローゼンハムへ移送された資料 (焼失)
- ・ドレスデンへ移送された資料 (空襲による都市崩壊)

さらに第十三節から最後の第十六節までは、東西陣営の対立の中でドレスナーバンクの資料がどう取り扱われたか、についての記述となっている。まずベルリン、ベーレンシュトラーセにあった本店の文書は、建物の撤去前にアメリカ地区、プライテンバッハ広場の西ベルリン本店(旧ダーレム預金勘定部)に移送された(取締役会秘書課の資料とソビエト占領ゾーンから持ち込まれた資料)。また西側ゾーンではヴェルツブルクがベルリン本店資料の中心的な受け取り場所となり、東ドイツ諸支店の業務資料も東側連絡機関を通して移送された。またバード・ナウハイムに引き継がれた多くの資料はニュルンベルク国際軍事法廷、ラシェ裁判において証拠物件となった。これらはOMGUS調査で分析・整理された文書とともに、その後ドレスナーバンクの後継機関に返還された。

これに対してクリエツやベルリン中部マルクグラフェン通り等、東側に保管された文書資料はソビエト兵士により、焼き払われた。後者には外国秘書部の重要資料が含まれていた。その他ソビエトゾーン及び東ドイツ(DDR)の残された支店文書は、DDRの諸機関に回された。当初国立銀行へ引き継がれ、ドイツ発券銀行へ搬入された。そこから一部がDDR国立文書館へ、他の資料は工商銀行(Industrie- und Handelsbank)へ、そして最終的には国立銀行に受け渡された。その他の資料は国家保安省中央文書館へ移された。その他DDRから新連邦へ引き継がれた文書・資料では、ライプチヒのザクセン国立文書館とポツダムのDDR中央国立文書館で発見された初期国民経済文書館が言及されている。

## (2) 「執筆者序文」の要約

### ①ナチス経済体制と個別企業の関係

執筆者のJ.ベールは過去の論争点—経済が利益を上げたかどうか、どの程度上げたのか、

また企業がどの程度体制に接近したのかという二点—を踏まえて、第一巻の執筆目的を定めている。それは、ナチス時代の「第三帝国」経済がいかなる役割を果たしたかを明確にすることである。さらに個別企業の活動にまで立ち入ってこれを調べることにあり、とした。

また1945年以降議論が論争的になったことは必然性があったと指摘し、その原因を分析している。それはナチス独裁が特定の経済的な制度設計(Ordnungskonzept)をもたず、「新規の経済制度(Wirtschaftsordnung)を作り上げることをしなかった」こと、「確定的なことは、経済に対して国家指導という政治目標に奉仕すべき下位的機能を持たせることにあった」と看做したためである。「ヒトラーが重視したのはドイツ経済の組織形態ではなく、業務の効率性であり、それは政治的に要求される業務遂行能力と看做された」からであった<sup>8</sup>。以上の要因により、このテーマについては多くの推測が行われたが、最近の研究により、確固とした実像が得られ、それをベールは以下の諸点にまとめている。

第一に、「ヒトラー国家の特徴は、経済政策が第一義的な経済目標ではなく、政治的・イデオロギー的諸計画の実行に従うことであった」というテーゼが打ち出される。これにより戦後普及していた「産業と銀行は『第三帝国』に固有な支配者であり、ヒトラーは大資本の代理人でしかなかった」というテーゼは実証的な反証にあい、論駁されたこと、また「ナチス国家による民間経済への浸透」は問題とされず、「ナチス体制は民間の私的所有と民間企業の自立経営(unternehmerische Autonomie)への干渉を避けていた」ことが指摘されている。ドイツ経済システムは「その核心において資本主義にとどまっていた」というエルンスト・フレンクルの研究が研究者間で確証されている。

第二に、この民間経済の制度とシステムは「国家統制経済という原理と矛盾するもので

はなく、むしろその前提であるとしている。民間経済への干渉は効率性を損なうこと、軍備のみならず政治的安定性をも損なう、というようにこれまでの議論の反対の見方を打ち出している。その根拠として執筆者は、国家政策が「制度政策上示した無概念さ」と管轄抗争をめぐる混乱についての個別企業調査結果を挙げている。この結果「第三帝国」経済は「強制された経済 (Zwangswirtschaft)」ではなく、「制御された市場経済 (gelenkte Marktwirtschaft)」という発想を生み出した。またナチス国家が「企業の経営自立性を高度のレベルで調整する」政治大綱を (Rahmenbedingungen) をいかなる手段で生み出したのか、というクリストフ・ブーフハイム／ヨナス・シェルナーとウェルナー・プルンペの研究成果を取り入れている。

第三に、これらの個別企業調査が明らかにしたことを明確に示したうえで、執筆者はさらに問題提起をしている。それは「ナチスシステムに内在する破壊的原動力をいかにして民間経済に移管し、旧来の価値尺度と行動パターンを變形させたか」についてであった。しかしその手段や方法は一律ではなく、「体制への順応は形態にはいろいろな裁量余地があった」ことを指摘している。したがって「企業史研究の課題は、当時の諸対応方法を明示し、『第三帝国』システム内で個別企業の順応が犯罪への加担にまでいたったのかどうか、問うことにある」としている<sup>9</sup>。

以上、第一巻で行われたナチス経済体制と個別企業の関係についての記述であった。

以下ではドレスナーバンクという個別企業自体の記述に移る。

## ②ドレスナーバンクのナチス体制下の業務と経営政策

同行は「1933年から1945年の間、ナチス体制と人脈上も業務上も特別と言って良いほど緊密な結合関係に入った企業に属する」と規

定している。それは1931年の世界恐慌以降の同行がたどったライヒによる資本所有と1937年以降の再民営化の過程で経営内容が変質している。これを中心的に担ったのは、ナチ党員であり「体制に密着し、親衛隊 (SS) に属した二人の銀行家」、エミール・マイアとカール・ラシェであった。ラシェは1942年から取締役会代表 (Vorstandsprecher) となり、「ニュルンベルク国際軍事法廷において、民間経済界の中で有罪判決を下されたただ一人の銀行家」であった。ただしすべての役員が体制順応に積極的に加担したわけではないことを、執筆者は断っている。

以上のことからドレスナーバンクの「第三帝国」における歴史と企業行動は、ナチス体制下の経済と経営の解明に格好の材料と事例を提供していると位置づけている。特に第一巻では、三つの主要問題を扱うとしている。第一に「関与者の動機と経営戦略」、第二に「期待形成と意思決定プロセス」、第三に「意思決定と経営行動の余地」。以上を背景に1933年から1945年のドレスナーバンクの展開を分析するが、「銀行の体制接近がいかに明白であり、政治結合が業務展開にいかなる作用をもたらしたか」をとりわけ問題とすることを強調している<sup>10</sup>。

以上が理論的課題を含めた第一章の叙述の見通しと簡単なまとめとなっている。これ以降はこれから展開する各章が紹介される。

まず、1931年の銀行危機が同行にとっての転機であることから、1931/32年を出発点とし、1937年の再民営化が政策上の転換点としている。(第二章)

次の章は当時の同行役員の紹介、「営業面で活躍した人物の多様性」の分析と整理である。(第三章)

第四章では、指導部以外の従業員のナチ化について、データを基に言及するが、重点は量的問題ではなく、「特に対抗関係にある、ナチ党員間の対決」や「指導部の安定工作」

に焦点が当てられる。

第五章では「業務展開の大まかな概観を含む1931年から1945年にかけてのドレスナーバンクの企業行動」が取り扱われる(信用・証券・外国・貯蓄・宣伝業務)。また「基本方針」による業務活動の変化と「政治大綱」への政策上の順応を明確にする。これに加えて第六章は併合・占領領域以外の国外支店と子会社の展開にも触れられる。

さらに第一巻後半では「ナチス国家とドレスナーバンクの協働にとって特別な意味のある個別業務(軍事融資、軍需企業に対する役割)と事例研究(褐炭・ベンジン会社、ゲーリング帝国工場、コンチネンタル石油、クルップ社、シュナイダー社との関係、航空・兵器産業融資)が扱われる(第七章)。

第八章では、中立国におけるドレスナーバンクの疑惑付き行動が取り上げられる。(海軍向け石油事業、外国人労働者への給与振込み、トルコとの金取引、スイスとの取引、戦時下の偽装工作)。

第九章では、ドレスナーバンクと親衛隊との結合が取り上げられる。すなわち「企業とナチス体制の権力・テロ装置との最も直接的な協力が問題となる」。二人の重役の業務と活動は連合調査で明らかとなり、関係者の動機と戦略が解明される。

### ③ドレスナーバンクについての既存研究について

最後にこの執筆者序文では、以下の重要な三点が指摘される。

第一に、アメリカ合衆国占領軍司令部(OMGUS)が行った調査報告結果について。ドイツでは1980年代に翻訳・公刊され、1990年代後半までは一定の影響を持っていた。しかし執筆者はこの調査は「科学的に実証された結果を出しているとは、断じて言えない」としている。これは「特定の起訴事実向けの資料」に過ぎず、歴史的事実を示す「証拠資

料」が考慮されていない、と判断している。

第二に、第一に述べたことはドレスナーバンクだけではなく、ドイツの銀行業界に関わる問題であることが強調される。一方で大銀行に対する連合調査は「トラウマ」(研究者のみならず、ドイツ国民にとって一筆者)となっていた。他方では「旧東独(DDR)の歴史記述が銀行に防御姿勢を強いていた」とも指摘する。ナチス体制下における企業・銀行史研究は、東西ドイツ統合以前は経済界の責任問題、政治と経済の関係の問題、すなわち日本においてと同様に歴史認識の問題に関わる。

第三に、この状況下において、ドイチェバンクはこの問題に1980年代終わりから着手し、自行の歴史研究を五人の研究者に委託した。この結果は創業125周年記念史として1995年に刊行した。執筆者はこれとほぼ同時に公刊されたH.ジェイムズとCh.コッパーの研究を重視している<sup>11</sup>。とりわけコッパーの研究が「ドイチェバンクとドレスナーバンクの業務政策の相違を比較した」ことを評価している。この視点は、ドレスナーバンク研究でも貫かれているだけでなく、これを導入することで、ナチス経済体制・システム分析に重要な貢献を与えた。

なお最終章では『『第三帝国』におけるドレスナーバンク史』研究プロジェクト専門研究者への謝辞が付されている。この中には英米独等の各国で研究の中心となった教授陣、ドレスナーバンク秘書室長、文書館関係者が含まれている。

以上、第一巻の序文の概略を紹介した。以下では、第十章に続く最後の結論部分の検討に移る。

### (3)「結論的考察」の紹介

#### ①ナチス政権誕生とドレスナーバンクの経営陣とナチス体制への対応

執筆者は冒頭部分でこの巻の成果に挙げて



いる。それは、ナチス体制へのドレスナーバンクの順応について、多様な側面からみた新たな像を示したことである。

この点について執筆者序文と同様に、まず1933年以前と以後の変化を確認することから始めている。同行は1931年に国有化され、ライヒが資本金の過半を掌握したダナート・バンクと合併を迫られた。また新人事を行うことは、ライヒが合意した場合にのみ可能とされた。この結果、取締役会はブリューニング政府の諸大臣の信頼を得た人物で占められることになった。そしてその中心にカール・ゲッツがいた。

1933年ナチス政権成立後、同行はドイチュェバンク以上に「強力な政治指導下」に置かれた。ただし単なる押し付けではなく、自立性も保障されていた。それはライヒスバンクとライヒ経済大臣を兼ねたヒャルマル・シャハトの政策と政府の民間経済に対する基本対応にもとづき、直接的介入が避けられたからであった。ただし1933/34年における同行のナチス化は、以下の手段によっていたことが指摘されている。それは「ナチス党員の指導部署への任命、被雇用者の入党工作、ナチス経営細胞の圧力」であった<sup>12</sup>。

このやり方は国家による一方的な強制によるものではなく、新しい政権担当者との強力な関係網を築こうとする経営指導部が自己利益にもとづき要請したものであった。一方ではナチス経営細胞の党員が銀行内での影響力確保を狙い、ヒトラー経済顧問ウィルヘルム・ケプラーと関係が深いハンス・オーバーベルクの会派(Fraktion)を結成した。他方、取締役会は党指導部と独自の結合を形成することにより、この経営細胞指導者である、ハンス・シッペル、後にはカール・リュアという取締役員の策略を牽制し、排除した。

しかし1935年に、E.マイアとK.ラシェが政治的都合で取締役へ任命されたことで、ナチス体制との協力関係は一段と緊密なものへ

と切り替えられた。この時点ではラシェはまだナチ党(NSDAP)に加入していなかったが、政治的仲介者の任務を帯びていた。またマイアは専門的職業能力に欠けていたが、ケプラーの従兄妹であり、党経営細胞とケプラーとの連絡役を果たすことになった。

このような体制の中で、ドレスナーバンクは、影響力の大きなナチ党員の権力(E.マイア)を制限するため、より影響力があり、かつ「経営に忠実な」他の党員(K.リュア)を任命するという経営政策を継続した。

さらに非党員のゲッツがナチス体制下においても、同行の「支配的人材」に留まっていたことが重要であった。ゲッツは1933年12月に取締役会長となり、1936年4月に監査役会長に異動したが、支配的地位を放棄したわけではなかった。取締役会を引き続き指導する権限を移し替え、「急進的な取締役員のラシェやマイア以上に大きな影響力を持っていた」。他に非党員の取締役としてA.ブッシュ、H.ビルダー(外国部)、H.ツィンサーの存在もあり、「ドレスナーバンクの取締役会は1943年までゲッツの指導下において、政党関係者ではない銀行家、工業化、役人に支配されていた。」(NSDAPメンバー比率は支店長段階ではほぼ50%、終戦時ベルリンの従業員25%)<sup>13</sup>

このようにK.ゲッツが中心となり、「SS翼賛会」(マイアとラシェ)の動きが牽制された。「取締役会の活動は政治的ポジションにより妨げられることがなかった」ことを執筆者は明らかにしている。しかし1942年にK.ラシェが取締役会長となり、ゲッツの権限が失われた時に、銀行上層部内では権力分割をめぐる対決が頂点に達した。ゲッツの取締役に対する特別権をめぐる確執が生じ、これをめぐる葛藤でSS所属のラシェが非ナチス党員取締役員の支持を受けた。ただし取締役会内の政治的対決以上に、共通する業務利益と経営自律性を断固として守ろうとする決意は強く、日常業務は摩擦無く遂行されたことが指摘さ

れている。

なお全体としてのドレスナーバンクの経営の基本姿勢とは別に、ナチス体制へ迎合しようとした二人の人物にも焦点が当てられる。マイアとラシェのナチス体制との「個別関係」、「政治的結合」である。

まずドレスナーバンクにSS業務を仲介したSS隊員、「ライヒ総統友の会」所属のマイアである。かれは既に述べたとおり、ライヒ官房所属四ヵ年計画担当のケプラーの従兄妹であり、このためナチス体制の原料政策へ接近が可能であった。一方ラシェは「広域経済圏マネージャー」H.カールとの間で協力関係とSS管理当局との関係を築き、パーメン・メーレン保護領域と占領諸国で利益を上げた。(これにはゲッツ自身のゲーリング帝国工場社長とライン・ボルジッヒ取締役会長との強力な関係も背後にあった。)

この二人の人脈形成及び業務活動は単独で行われたのではなく、企業からの委任と管轄権限を与えられていた。またゲッツ及び非党員役員からも評価されていた。微妙ではあるが、以下のような「委員会内部の一種の分業を示す」ことを執筆者は指摘する。

- ・ K.ラシェ：ゲーリング帝国工場、保護領
- ・ E.マイア：SS及びNSDAP組織との業務、総督占領地での業務、航空産業
- ・ H.ピルダー：ナチス体制と関係があると思われたくない業務

専門分野での管轄権の分割と並び、政治分野では政策的合意が決定的であったこと、そしてこれら全体を統括したのが、「銀行家以上に外交員」となったK.ゲッツであった。彼の政治関係には業務活動の基本が入り込まず、この関係を個別案件ごとに推進するという、古典的方法が取られたと、解説されている。

戦時下であっても銀行への国家の直接的介入が避けられたことは、1942/43年に管区経

済顧問がベルリン大銀行に介入しようとした時に、党官房長官マルティン・ボルマンが金融機関への圧力を行使することを拒否した例が示す通りである。これは権力装置の内部に角逐があったことを物語る。

他方、銀行経営に対する国家の資本管理(国家政策手段化Instrumentarium)という間接的な誘導が1933年以降、重要な意味を持ったことも確かであったことが合わせて指摘される。信用業務の後退、債権業務重視と自己金融化、対外貿易と証券取引所の形骸化である。同時に支払い決済、貯蓄業務、貨幣市場取引はナチス経済政策により増加した。銀行業界はこのような間接的管理から逃れられず、特に「資本取引と有価証券業務は規制に反して取引することができなかった」<sup>14</sup>。

このような状況下において「ドレスナーバンクは銀行業務の通常規則を守り、自己責任で経営政策原理を決めるため、引き続き企業自立性にもとづき入手した経営裁量権を利用した」。体制利益に従う経営政策を主張したE.マイアを除く他の取締役メンバーは、ゲッツを中心に銀行経営基準に従い、利潤獲得を指導した。K.ラシェの場合にはナチス・イデオロギーに同調はしたものの、経営基準は固辞していた。

他方では、ドレスナーバンクにとって経済基準の追求と体制接近は「矛盾することではなかった」という表現もこの著作で使われる。取締役会は「政治的に望まれる業務に絶えず備え、一少なくともこのような業務が拒否されたことはどんな場合にもなかった。それと同時に「原則的に収益性に固執した」と。対SS信用でさえマイアが捉えようとした政治的好意による業務ではなく、商業計算上の業務とみなされた(例外はマイア指導の航空産業向け融資とラシェが取締役会で押し通したコンチネンタル石油融資)。<sup>15</sup>

外国業務では「法人顧客向けサービス業務」として、国内業務と同様に中立国におけ

る市場志向の利潤獲得が目指された（トルコにおける金取引）。ただし、ライヒ向け特殊業務も混じっていたことが合わせて指摘される（海軍司令部石油プロジェクトにおける排他的エージェント、外国在住法人顧客の資産保護のための民間経済に埋め込まれた偽装会社の工作）。

## ②ドレスナーバンクの収益状況と他行との比較及び競争関係

ここまでの記述では、ドレスナーバンクの経営体としての個別事情についての解説と業務内容及び人的関係についての執筆者たちの分析結果が提示された。これに続く第一巻結論の後半では同行の収益状況の推移についての分析、またこれと並行して金融機関、とりわけドイチェバンクとの経営比較が行われる。またその上で再度ドレスナーバンクの独自性が検討される。

まず、「第三帝国」におけるドレスナーバンクの経営目標は長期利潤の最大化であったが、他の銀行と同様にリスク回避が利潤に優先された。時期的には再民営化と整理統合後の1937年から1941年の間に強力な業務拡大を果たした。ちなみに1933年から1943年に収益を600%、積立金を500%増加させた。しかし戦争後半期にはリスク管理と現状維持が第一義とされ、損失削減が目指された。終戦時には高い流動性を備えていたことが指摘される。

これがドイチェバンクとの比較で上回っていたかどうかについては、明言されていない。ただし、この銀行が他の銀行より「攻撃的」取引を行ったケースがあったことを指摘している（ライヒ航空省から要請された航空産業への協調融資）。

とはいえナチスの軍需及び自給経済圏政策プロジェクトに対する融資においては、同行の経営姿勢は他の競争相手と変わることがなかった。ベルリン大銀行の経営行動は比較的一致したものであったと、整理している。

なおドイチェバンクとの関係についても言及されている。ドイチェバンクはゲーリング帝国工場のコンツェルン業務に興味を示さず、ドレスナーバンクと融資幹事を交代した。しかしコンチネンタル石油の事業ではドイチェバンクが優位性を継続した。またドイチェバンクもSSビジネスへ参入することを試みたが、経済管理局はドレスナーバンクとの関係を踏まえて、この要求をことごとくはねつけた。他方でIGファルベンにおけるドイチェバンクの地位を脅かそうとするドレスナーバンクの試みもまた成功しなかった。これらをみると、業務分野や政治関係の複雑な絡み合いの中で、両行の間で一定の住み分けが行われていたことが推測できる。

さらにドイツが併合、占領した国での信用大銀行の外国業務も比較、検討される。ここでも単なる政治的人間関係によりすべてが説明されるわけではないことが強調される。伝統的な専門知識と過去の接触が基本となっていること、ドイチェバンクとドレスナーバンクのそれには平行関係があり、コメルツバンクがその間にあって定位置をしめていたことも加えられている。

次に銀行の業務、経済的機能、競争関係についての叙述がなされる。まず「ナチス体制の政策は、業務分野と政治大綱と業務展開に応じた市場の変化を通して、すべての大銀行に同じやり方で作用を与えた」としている。これは国家の資本管理と為替管理に伴い従来の銀行業務の意義が失われたことを意味している。諸銀行はこの事態を一時的なものとして過小評価し、「平常」と「正常」を希望し期待した。

この中で大銀行の機能も変化し、「金融業務に対する助言の仕事」が重要性を増した。それは顧客業務と貯蓄業務であった。しかしこの分野は、貯蓄銀行や地域銀行、公的金融部門の伝統があり、これらとの貯蓄をめぐる競争が激しくなった。また公的金融部門と民間銀行部門の間の環となる、「当局及び党に対す

る金融サービス」が特別重要な分野となった。ドレスナーバンクがこの分野に、「政治的関係を通すことで他の民間銀行よりも強力に」侵入したことを、執筆者は重視している。これにより、同行のSSを含む党組織との関連業務が「単なる政治的関係」を目的とするだけではなかった、という視点を執筆者は打ち出している<sup>16</sup>。

以下ではドレスナーバンクが、世界恐慌により三大信用銀行の中で被った打撃と競争上の不利を取り戻すためにナチス政権へ追随する状況が分析される。

「ドレスナーバンクは一終戦局面を除き一どの時期にも、またどの業務分野でも党と密接な関係をもつことを躊躇しなかった。同行は最も積極的な業務パートナーであった」。しかもこの関係はナチス党員取締役のみならず、非党員取締役の場合も軍事融資、SS融資において同様であったことが紹介されている。また「アーリア化」業務や侵略した近隣諸国の略奪への参加でも「経営上の意思決定にもとづいて」業務拡張を行ったと<sup>17</sup>。

また特に目に見える事例としてSS関連業務を挙げている。多少長くなるが、この点については引用しておく。「どの銀行もSSに信用供与することを強制されなかった。SSはこの種の任意の意思によらない業務パートナーシャフトには一切関心を持たなかった。その理由はSSが微妙な領域における融資に対して、信頼と秘密厳守に最大の価値を置いていたからである。SS業務が可能であったのは、ドレスナーバンクが双務的業務パートナーシャフトにもとづき、ナチズム・テロ機関をはめ込む準備をしていたからである。総額で4,770万RMに達するSS融資は、確実な業務利益につながった。それは急拡大するSS資産の管理への関与と新規富裕顧客層を獲得する見込みから生じた。」<sup>18</sup>

### ③第一巻の最終結論

ナチス独裁という体制にドレスナーバンク

が積極的に対応したことを、執筆者は結論付けている。「同行がこの環境に順応したのは、目的意識的に体制との結合関係と密接な協力関係を作り、これらにより提供される業務機会を掴むためだった。この体制下では民間経済における「通常業務」を取り巻く環境が激変し、「このような業務からは体制との共犯関係が容易に生じた。ドレスナーバンクはこの体制とのこの関係の形態に進んで入り込んだ」と表現している。具体的には略奪金業務につながるトルコと民間経済レベルの金取引、強制労働向け融資、ユダヤ人殺戮の中心となった強制収容所建築会社フータ (Futa) への融資であった。以上の事実を並べた上で、執筆者は以下のように述べている。「以上の事態は、ナチス時代においては企業の『通常』の業務対応であっても、道徳上や倫理上の無頓着さと相まっていかなる結果をもたらしたかを、明らかにしている」と<sup>19</sup>。

以上のように、執筆者はドレスナーバンクの戦時下におけるナチス政権への積極的な関与については鋭い批判をしている。それと同時に他方では、1945年以降の連合国とアメリカ占領軍が行った調査報告に対しても批判的な見解を取っている。OMGUS報告書で使用された常套句に反し、ドレスナーバンクは『第三帝国』の司令部ではなかったと。

また同行が他の銀行よりも体制接近と特別な業務結合から収益を上げたことは認めながらも、これは政治的論理によったのではなく、銀行経営上の指標に従っていたことを強調している。「ドレスナーバンクは不断に『通常』業務銀行として表現されるのであり、『SSバンク』であったわけではない」と。その根拠として以下の二点が挙げられる。第一には、ドイツのすべての金融機関の業務は資本市場の状況とナチスの窮屈な経済統制によって規制され、同行と他の銀行との業務展開の相違はそれほど大きくはなかったこと。第二に、SS所属者のラシェとマイアが経営支配を

行っていたわけではなく、監査役会会長ゲッツをはじめとし、他の取締役役員すべてに責任があったと。両者間で線引きができないことは連合国もこれを認めていたのであった。

最後に「ドレスナーバンクの責任は、この著作の調査結果によりかなりの規模であきらかとなった」ことが強調される。繰り返しになるが同行はあくまで、固有の業務上の利益を利害の中心にすえた。この目的のためにライヒ経済省、ナチ党指導部、ゲーリングの経済帝国、大管区枢密官、党会計官吏、SS経済担当官への接近が試みられた。「この企業全体が大規模な『道徳的』無関心さを伴う業務上の論理に従っていた。『第三帝国』においては、『通常』の業務行動は、ナチスの政策と不法行為の伝動ベルトへ必然的に転化してしまった」。<sup>20</sup>

以上、第一巻はこの分野での戦後の研究史を整理したうえで、4巻に共通する基本視点を明確に提示する内容となっている。この点については最後にまた触れる。

#### 4. 第二巻

第二巻はディーター・ツィーグラール他3名の執筆者が書いている。その目次は以下のとおりである。(詳細は脚注1の拙稿[1]参照)

目次

- I. この巻への前書 (Vorbemerkung zu diesem Band)  
*ドレスナーバンクのユダヤ人被雇用者と企業年金受給者*
  - II. ユダヤ系従業員の排除 (Verdrängung)
  - III. 退職金と企業年金
  - IV. ドレスナーバンクとユダヤ系従業員—中間まとめ (Zwischenfazit)  
*営業資産の『アーリア化』*
- 前書 (Vorbemerkung)
- V. 「ユダヤ人」個人銀行の「アーリア化」

- VI. 「アーリア化」の仲介(マーレン・ヤネツコ)
- VII. 資本会社の「非ユダヤ化 (Entjudung)」と「アーリア化」
- VIII. ドレスナーバンクと営業資産の「アーリア化」—中間まとめ (Zwischenfazit)
- IX. 資本会社「アーリア化」の事例研究  
*ユダヤ系個人資産の没収 (Enteignung)*
- X. 資産の押収 (Vermögenskonfiskation)
- XI. ヤーコプ・ゴールドシュミットの件
- XII. ドレスナーバンクとドイツユダヤ人への経済的迫害

附録

- この巻の資料
- 資料と文献
- 略字表
- 索引
- 人名索引
- 地名索引
- 企業名索引

この巻は第一巻と異なり、三部に分かれている。前書き以降のイタリック体の文字で書かれた部分である。このうち第一・二部については「中間まとめ」が付されている(IVとVIII)。第三部にはこれがなく、第十二章(XII)が第二巻全体のまとめに当たる、と考えられる。

そこで本稿ではまず巻末付録「この巻の資料」、次に「この巻への前書き」そして、二つの「中間まとめ」と第十二章の順に紹介していきたい。なお、その他の各章については、別稿に委ねることとしたい。

またこの著作では章の区分が示されているだけで、各章は節に分けられていないが、小稿で内容にしたがって節分け独自の判断で行い括弧内に番号を付した。また執筆者は記述に当たり、他銀行、特にドイチュバンクとの比較を念頭に置いている。さらに歴史的事実を整理と並んで、ナチス経済論としてどこまで理論化できるかを追求している。本稿でも

この二点を重視し紹介することとしたい。

### (1) 付録「この巻の資料」の紹介

ここではまず、この巻の資料の取り扱いについての説明から始まる。同行の資料は膨大で、また欠損部分を含んでいる。このため資料の整備状況と整理された資料が妥当性もつかどうか、という問題も検討の対象となっていることが断られている。なお説明はいくつかの章を括り、三つの部分に分けられていて、特に第二章から第四章までの記述に大部分のページが費やされている。

#### ①第二章(Ⅱ)から第四章(Ⅳ)までの資料

ここで扱うのは、戦後すぐにベルリンの後継銀行に、また今世紀に入り建てられた同行歴史文書館に引き継がれ、完全に記録として保存された11,000件の文書である。これらは全ユダヤ人被雇用者の人事文書である。同行の人事文書は本店と各支店が独自の人事文書を保管し、これらがベルリンへ引き継がれた結果、調査が可能となった。また1950年代には、これらの文書が当時国外に居住していた退職者への年金支払いのために利用されていた。これはフランクフルト本店で行われた。

ただしフランクフルトで発見された43文書は国外脱出ユダヤ人の資料であり、非ユダヤ人に関する13文書は放置されている。また退職者の死亡や文書庫の閉鎖処置の関係で、これらの文書の保存期間が制約されたため、ユダヤ人年金受給者には30人の欠落があることが判明した。

これらの文書は2001年にベルリンの歴史文書館内の人事部文書庫へ届けられた。ここには職業官吏法施行後に「非アーリア人」に分類された155人に関する文書が収められている。他に4件のユダヤ人パートナーとの「異教徒結婚」者(混宗婚者)の文書が発見された。155人の被雇用者のうち、13人のみが領域支

店勤務者、142人がベルリン出自であった。

1946年1月にベルリン人事部がアメリカ軍管理当局に対しまとめた全被雇用者リストでは以下のことが指摘された。該当者中208人が「人種的理由」で、11人が「政治的理由」で解雇された。ユダヤ人被雇用者の割合は5.8%と計算された。

この巻の執筆者は、この数値は高すぎると判断した。第一に、この計算では全従業員数は3,600人となるが、実際には約4,300人であったから。当時の人事部の計算には、全従業員を商事職員のみに関し、技術系職員と事務連絡職員を排除した結果である。第二に詳細は省くが、人事部は1946年には存在しなかったユダヤ人出自をもつ25人を調査していた(見習い者、「混血者」、「混宗婚者」、「特権付与者」、初期国外移住者等)。

さらにこの人事部計算にもとづく評価の誤りは、銀行全体の「非アーリア人」数446人、という計算にも妥当する。特に人事部文書は取締役レベルの経営管理階層の最上層部まで届いていないと批判している(86人)。国外移住に成功し、戦後フランクフルト本店から年金支払いを受けることができた役員以外に、非ユダヤ人役員に関する文書は見つからない。この計算を修正するため、執筆者はフランクフルト文書庫から得られるベルリン被雇用者文書を定量分析に付加している。また本店3人の経営責任者のデータが、ベルリンとハンブルクの後継銀行の文書庫で修復された文書で補っている。さらに、ベルリン本店とベルリン預金庫の従業員調査で使用された152件の人事文書を加味している。

しかしこうした計算上の基礎数値の修正作業にもかかわらず、体系的な全体像の掌握には、引き続き調査が必要とされることを執筆者は明示している。文書には記述の欠落があり、文書自体1/3が欠落しているためである。解雇後の退職者の行方(辿った運命)、1935年ライヒ市民法上の人種差別による該当者の

運命、キリスト教信仰告白、「混宗婚者」の差別の内容等については不明である<sup>21</sup>。他の欠損部分をも考慮に入れ、ナチスが政権を掌握した時点で人種差別を受けた従業員総数は265人で、4,300人いたベルリン従業員のほぼ6%という数値を推計し修正している。

諸支店における同様の推計は、引き継がれた銀行の人事文書がわずかなため、困難であることを執筆者は明らかにしている。ライヒ経済省人事部の調査とドイツ労働戦線(DAF)情報部の支持でドレスナーバンク人事部が作成した「非アーリア人」名簿があるが、これらはベルリンについての資料と比べると信頼に足るものではない、と説明されている。ただし、諸支店の指導的被雇用者に関してのみ比較的信頼できる数値があり、それによると125人がユダヤ人であった(ベルリンは約65人)。

次にユダヤ人年金受給者数の推計が行われている。これもナチス支配下の時代には信頼にたる数値が存在しないことを断っている。1933年時点で既に年金受給者が65人、1933年初め数年内に退職するものが42人、引継ぎ文書からは100人から150人と推計された。さらに寡婦や家族を加えると、ドレスナーバンクから差別的待遇を受けた人々は最小で350人、最大で500人に及ぶ。また国外へ逃れた年金受給者は評価不能、さらに指導的被雇用者(経営指導者)と雇用契約職員数の現役時および年金需給時の比率の違い(引継ぎ文書による)から以下の結論を引き出している。

「指導的被雇用者が生き残った被雇用者より有利となるバイアスがかけられていると推測される。以上のことから、ユダヤ人出自を持つ企業年金受給者のうち、少なくとも55%はおそらくそれ以上—ナチス党員により殺害されたか、死に追いやられた、ということが出来る。」<sup>22</sup>

なお、補償金付きで解雇され、企業年金を受給しないで解雇された被雇用者について

は、分からないことが多いが、引き継がれた文書で名前が特定されたケースでは戦争を生き延びたことが結論付けられる、と見ている。生存者たちは戦後銀行をあてにせず、連邦保障法でライヒ継承者であるドイツ連邦共和国から保障を受けた(銀行は職業官吏法(Berufsbeamtengesetz)に従い解雇したが故に、ライヒに責任があったことが証明されている)。これらを含め最終結論が下される。

「ユダヤ人出自を持ち解雇されたドレスナーバンク被雇用者とその近親家族の半数以上が戦争を生き延び、その多くが国外へ逃亡したこと、しかし評価できない少数者が『混血者』または『混宗婚者』としてドイツに留まっていたことが推測できる。これ以上の追求は資料の不足により、まったく憶測でしかない。」<sup>23</sup>

②第五章(V)から第九章(IX)までの資料

第二巻のこの部分は、「営業資産の『アーリア化』』という表題が付されている(目次参照)。Vでは「ユダヤ人個人銀行(家)」の、Ⅶでは資本会社の、Ⅷでは営業資産の「アーリア化」についての記述である。またⅦでは「『アーリア化』の仲介」が、Ⅸでは事例研究が取り上げられている。

これらの章は、ドレスナーバンクの信用取引文書に依存して記述されている。西部ドイツの支店とオーデル・ナイセ以東の支店に関してはドレスナーバンク歴史文書館、旧東独(DR)の支店に関してはドイツ国立文書館で見つけられた資料である。ただしエルベ川東の文書は戦時及び戦後の混乱により喪失してしまった。

これらの資料は、資本会社との信用取引文書と戦後の補償手続きに関する資料であり、前者はベルリンのコンゾルチウム部門と産業部門局に引き継がれ、膨大な量ではあるが完全に揃ったものではない。このため第七章と第九章で取り上げられた事例研究は、代表例

と看做すことができない、と述べられている。

### ③第十章 (X) と第十一章 (XI) の資料

この部分は、「ユダヤ系個人資産の没収」の表題が付されている。Xが「資産の押収」、XIがヤーコプ・ゴルトシュミットの件となっている。

ここでもドレスナーバンク歴史文書館の支店文書庫が重要な意味を持っている。元來法人融資文書と違い、個人顧客融資に関する文書は滅多に引き継がれてこなかった。しかしライヒ市民法第11号通達による資産没収に関する膨大な取引文書がアウグスブルク支店で見つかった。執筆者はこれがこの章にとって重大な資料とみなし、以下のように記述している。

「他支店の引継ぎ文書やコメルツバンクにおける資産没収の実施と比べて見ると、支店間ではまったくなく、支店制大銀行間でもほとんど相違がない。それゆえ、アウグスブルク支店の資産没収に際してのやり方はドレスナーバンク全体の代表例といえる。」<sup>24</sup>

とりわけヤーコプ・ゴルトシュミットの件は詳細な記録が残されているため、独立して取り上げられている。この中には、戦後同家の遺産相続人たちが行った、全世界に分散した芸術収集品の返還訴訟文書も含まれている。

## (2) 「この巻への前書」の要約

### ①ホロコースト研究の視点と「アーリア化」概念についての検討

前書きの前半部分では、これまでのホロコースト研究における新たな視点を明記し、合わせて使用する諸概念を整理している。

まず新たな研究視点であるが、執筆者はホロコースト研究において「一つの転換」が行われたことを重視している。「それは、これらの迫害がドイツの世間から遠く離れたところで人目を避けて行われたのではなく、ユダ

ヤ人が継続的に締め出された『民族共同体』内部で生じたということである」と<sup>25</sup>。これより、迫害と絶滅過程の社会的側面が研究対象の中心となり、社会生活上の差別や孤立、職場からの締め出し、資産の押収が行われた。このような経済的迫害に対しては戦後訴訟を通して和解が成立したが、刑法上の処罰には至らなかった。このためナチ党経済顧問や財政当局の責任は問われていないという、バヨールの視点が紹介されている<sup>26</sup>。

次からは「アーリア化」概念の検討が行われている。「この概念には様々な手段が含まれていた」こと、また「すでに1920年代半ば、セム主義の立場の広範な国民諸階層で使用され」、「経済生活からユダヤ人を広範囲にかつ完璧に排除することを意味した」と執筆者は述べている<sup>27</sup>。

しかし1930年代、ナチス時代に公式上の「アーリア化」概念は存在せず、当局の隠語、または「非ユダヤ化 (Entjudung)」概念と同義語として使われた。これには経済的迫害、営業 (所有) 権の「アーリア人」への移譲にも使われ、「等制化 (Gleichshaltung)」概念がその補完的概念として適用された。これらの概念は「民族共同体」という「同種の幻想目的を伴う、経済的迫害プロセスのイデオロギー的機能」をもたらすことを、執筆者が指摘する。さらには、ユダヤ人資産の収容・没収が1938年に制度化されてからは、押収・奪取の側面が覆い隠されたうえにユダヤ人資産価値の「活用 (Verwertung)」とドイツ経済への「投入 (Einsatz)」の用語もつかわれるようになった。国家と民間人による略奪の分業、身体的絶滅を示唆するまでに至った。

以上の事態を考慮に入れて、執筆者は本書における「アーリア化」概念の使用について以下の注意点を指摘する。まず、「アーリア化」と「非ユダヤ化」の概念上の不鮮明さについては、これを引き継ぐこと、しかし経済的迫害の総体を表現する場合にはこの概念を放棄



し、営業資産の譲渡に限って使用するとしている。民族浄化に絡む不適切な「等制化」概念も放棄する。ただし、「活用」概念は放棄せず、使用する。価値の押収とは区別し、銀行業務の一環（供託された担保の活用、資産売却の仲介、従業員解雇）として位置づけている。

以上のことから、資産押収、「アーリア化」、排除という概念が「本書の中心となる研究分野である」ことを明らかにした。その第一段階は、ユダヤ系出自を持つ自営業者と被雇用者を職業上の地位から排除すること」と位置づけた。第二段階が「ユダヤ人個人財産の」の営業所有権を「アーリア人」へ委譲すること、最終段階は「国家当局が遂行した資産の奪取」である。（1933年「帝国逃亡税」⇒1938年以降の特別課税「贖罪税」⇒1941年強制収容所への集団追放に伴う、「帝国」市民法指令第11条によるユダヤ人資産の押収）

## ②「アーリア化」の研究史と本書の課題

ここではドイツにおける銀行部門における「アーリア化」研究史について触れたうえで、本書の仮題が提示される。まず、この分野の研究が他産業部門に比べ遅れて開始されたことが指摘される。アメリカ合衆国占領軍司令部（OMGUS）の報告書があったものの、これは「科学的分析をまとめたものではなくドイツのユニバーサルバンクが座る金融市場を解体する根拠を作り上げようとする非難・攻撃の文書であった」。<sup>28</sup>しかもこの報告書は旧西ドイツ世間ではあまり知られておらず、1980年代半ばに独語翻訳がカール・H. ロートのコメント付きで刊行されてから議論が行われ始めた。本格的な科学的作業開始はさらに10年遅れ、Chr.コッパーとH.ジェイムズが「第三帝国」下の銀行史問題の一つとして「アーリア化」の問題を1995年に取り扱った。執筆者は、ドイチェバンクについてのジェイムズの分析とコメルツバンクについてのベル

ンハルト・ローレンツ及びルードルフ・ヘルプストの最近の研究書を検討した上で、ドレスナーバンクにおけるこの問題の所在を探っている<sup>29</sup>。

まずジェイムズとローレンツの研究では、「アーリア化」において銀行は裁量余地（Handlungsspielraum）を相当持っていたことが指摘されている。しかしヘルプストの場合には、銀行の重要性以上に認可当局が果たした役割が圧倒的に大きく、銀行の裁量余地は小さかったと捉えている。また銀行の役割は防衛的であり、多くの中小企業を相手としたコメルツバンクの場合、収益以上にリスクの視点で議論すべきである、とまとめている。ただし、「統計上の通常タイプ」を重視するヘルプストも、「残存した経営裁量余地」の利用においてのみ銀行間で相違があったことは認めている。この意味からも裁量余地という一般命題とドレスナーバンクの個別事例に関わる問題が、課題として重要性をもつことが、指摘される。

そしてユダヤ人に対する経済的迫害における銀行の対応を評価するためには、ユダヤ人従業員の動向や金融当局によるユダヤ人資産の押収への関わりなど、総合的に評価することが必要であることを、執筆者は指摘する。前者については1999年にドレスナーバンクについての論文、また2004年にコメルツバンクについて研究した著作が刊行された<sup>30</sup>。これらによると、法律規定にもかかわらず、銀行は裁量余地を持っていた。後者についても、「体制との共犯関係」というイデオロギー的テーゼは否定され、経営上の合理性から判断すべきである。以上のことからこの巻の最重要課題は、ユダヤ人の経済的迫害に関わったドレスナーバンクの「経営上の合理的計算に見合う対応」と「責任者に任されていた裁量余地」を明確にすること、またこのような裁量余地がなかった場合には、ユダヤ人犠牲者の負担へ転嫁されたこと、さらにユダヤ人迫

害への銀行の関与の規模と動機が、銀行グループ間(支店制銀行, 地域銀行, 貯蓄銀行)ごとにどう異なり、またグループ内個別銀行で迫害手段がどう異なっていたか、について明らかにすることである。

この巻では、銀行経営上の戦略決定と日常業務の双方において、反ユダヤ主義が重要な意味を持ったことが取り上げられている。銀行自身の利害状況、及び銀行の様々な階層段階の内部環境に置かれた関係者諸個人の動機の差異にも注意が払われる。執筆者はドイツバンク及びコメルツバンクとの比較を行い、ドレスナーバンクの「異なる対応」を明らかにすることを明言している。

このような三大信用銀行間でのナチス政権下における経営政策上の対応の違いは、このドレスナーバンク研究が初めて明らかにしたことであり、本稿もこの点に注目している。第二巻ⅣとⅧの中間まとめ及び巻末結論部分でも、さらに深めて行く必要がある。

1. 拙稿[紹介]「クラウス-D. ヘンケ編集『第三帝国』下のドレスナーバンク』(Hrsg.) Klaus-Dietmar Henke, *Die Dresdner Bank im Dritten Reich*, 2006 München[1],[2]. 『北星論集』第56巻第2号, 2017年3月。

2. 以下の拙稿参照。「ユダヤ系資産の『アーリア化』に関する研究の進展—ハロルド・ジェイムズの『アーリア化』関連第二著作を中心として—」, 『北星論集』第47巻第2号, 2008年3月, 第48巻第1号, 2008年9月, 第48巻第2号 2009年3月。「L.ガール『アプス伝』における戦時下のアプス像—諸アプス批判への反論の基本視点—」, 『北星論集』第52巻第1号, 2012年9月, 第52巻第2号, 2013年3月, 第53巻第2号, 2014年3月, 第54巻第2号, 2015年3月。

3. Klaus-Dietmar Henke(Hrsg.), *Die Dresdner Bank im Dritten Reich*, Bd. 1, S.IX-X.

4. Christopher Kopper, *Zwischen Marktwirtschaft und Dirigismus. Bankpolitik im "Dritten Reich"*, 1933-1939, Bonn 1995.

5. Klaus Klaus-Dietmar Henke(Hrsg.), Bd. 1,

S.571.

6. Ebenda, S.572

7. Ebenda, S.574.

8. Ebenda, S.1.

9. この著作の脚注2・7・8で、三人による以下の二つの論文が紹介されている。これはW.アーベルスハウザーとJ-O.ヘッセ及びW.プルンベが編集した経済史D.ベッチーナ65歳記念論文集に掲載されたものである。Werner Plumpe, *Unternehmen im Nationalsozialismus. Eine Zwischenbilanz*, in: Werner Abelshäuser/Jan-Otmar Hesse/Werner Plumpe(Hg.), *Wirtschaftsordnung, Staat und Unternehmen. Neue forschungen zur Wirtschaftsgeschichte des Nationalsozialismus. Festschrift für Dietmer Petzina zum 65. Geburtstag*, Essen 2003, S.243-266. Christoph Buchhaim/Jonas Scherner, *Anmerkungen zum Wirtschaftssystem des "Dritten Reich"*, in Abelshäuser/Hesse/Plumpe(Hg.), *Wirtschaftsordnung, Staat, Unternehmen*, S.81-97. 以上, Klaus Klaus-Dietmar Henke(Hrsg.), Bd. 1, aa.O. S.1-3.

10. Klaus-Dietmar Henke(Hrsg.), *Die Dresdner Bank im Dritten Reich*, Bd. 1, S.4-5.

11. Harold James, *Die Deutsche Bank und die Diktatur*, in: Lothar Gall/Gerhard Feldman/Harold James/Carl-Ludwig Holtfrerich/Hans E. Büschgen, *Die Deutsche Bank 1870-1995*, München 1995, S.315-408. 及びジェイムズの次の著作。 *Die Deutsche bank im Dritten Reich*, München 2003.

12. Klaus-Dietmar Henke(Hrsg.), *Die Dresdner Bank im Dritten Reich*, Bd. 1, S.584.

13. Ebenda, S.585f.

14. Ebenda, S.586ff.

15. Ebenda, S.590.

16. Ebenda, S.594f..

17. Ebenda, S.595.

18. Ebenda, S.596.

19. aa.O.

20. Ebenda, S.597f..

21. Dieter Ziegler, *Die Dresdner Bank und die deutschen Jude*, (Hrsg.) K.D. Henke, *Die Dresdner Bank im Dritten Reich*, Bnad 2, S.449-453.

22. Ebenda, S.456.

23. Ebenda, S.457.

24. Ebenda, S.458.

- <sup>25</sup> Ebenda, S.1.
- <sup>26</sup> 第2巻の脚注2に挙げられたフランク・バヨールの著書から。詳細は『北星論集』第56巻第2号の拙稿177ページを参照。
- <sup>27</sup> Dieter Ziegler, aa.O, S.1.
- <sup>28</sup> Ebenda, S.5.
- <sup>29</sup> これらの著作は第二巻「この巻への前書き」の脚注8と10で紹介されている。Harold James, *Die Deutsche Bank und die "Arisierung"*, München 2001. Bernhard Rorenz, *Die Commerzbank und die "Arisierung" in Altreich. Ein Vergleich der Netzwerkstrukturen und Handlungspielräume von Großbanken in der NS-Zeit*, in: VfZ 50 (2000). Ludolf Herbst, *Banken in einem Prekären Geschäft. Die Beteiligung der Commerzbank an der Vernichtung jüdischer Gewerbeunternehmen im Altreich(1933-1940)*, in: ders./Thomas Weihe(Hg.), *Die Commerzbank und die Juden 1933-1945, München 2004*.
- <sup>30</sup> Dieter Ziegler, *Die Verdrängung der Juden aus der Dresdner Bank*, in: VfZ 47 (1999), Thomas Weihe, *Die Verdrängung jüdischen Mitarbeiter und der Wettbewerb um Kunden in Nationalsozialismus*, in: ders./Herbst, *Commerzbank*, S.43-73.